

農業委員会 だより

No.96

令和4年8月1日

編集・発行

小山市農業委員会

小山市中央町1-1-1

TEL(22)9242



穂積小学校「田んぼの学校」

小山市農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

令和5年7月14日、農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が満了します。それに伴い、農業委員会等に関する法律に基づき委員の募集をします。農業に見識のある方ならどなたでも、自薦・他薦を問わず候補者に応募できます。

詳しくは、令和5年1月1日号の「農業委員会だより」をご覧ください。

こんなときは手続きが必要です！

●農地を所有権移転や貸借するとき

農地を耕作目的で売買・贈与するとき、貸借するときは農地法第3条の規定により農業委員会の許可等が必要です。この許可を受けずに行った所有権移転や賃借権設定等の行為は、その効力が発生しません。

●農地を農地以外(住宅用地、事業用地、駐車場など)にするとき

農地転用許可や届出が必要です。農家の方が農地に、農業用倉庫、農機具置場等を建築する場合でも、農業委員会の許可を受ける必要があります。許可を受けずに転用を行うと農地法違反となり、原状回復措置や罰金等の罰則規定が適用される場合がありますので、ご注意ください。

●農地を相続したとき

農地法により農業委員会に届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利変動を把握して、適正な農地台帳管理を行い、農地の有効利用を図るためです。届出の際は、相続したことが分かる登記簿謄本をご持参ください。

※各種申請は原則、毎月10日(土日、祝日の場合は翌開庁日)が締切日です。

また、市街化区域の農地転用届出は随時受付を行い、10日後(土日、祝日の場合は翌開庁日)に受理書を交付します。

— 問合せ — 農地調整係 ☎22-9243

小山市賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結された賃貸借契約における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

	締結された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	(参考)データ数
田(水稻)	小山市全域	10,100	—	—	—
	思川西部	10,600	18,000	3,800	444
	思川東部	7,900	12,100	3,000	125
	鬼怒川流域	11,100	16,000	4,900	30
畑	小山市全域	8,100	17,500	3,700	60

※1 表中の「(参考)データ数」は、集計対象となった農地の筆数です。

※2 金額は算出結果を四捨五入して、100円単位にしています。

※3 物納(米等)の支払いについては、データ数に含めておりません。

※4 あくまでも過去の賃借料情報の提供ですので、契約の際はお互いに話し合っ
決めてください。

— 問合せ — 農地利用最適化推進係 ☎22-9861

農地所有者の皆さまへ

イノシシは、思川河川敷、渡良瀬遊水地を棲み処として生息域をひろげています。

市ではイノシシ対策の三本柱である「捕獲」、「環境整備」、「防護」の全ての取り組みを実施していますが、イノシシ対策には農地所有者の皆さまの取り組みが重要です。

- イノシシを農地に寄せ付けないために、くず野菜等の投棄はやめましょう。
- イノシシの隠れ場所となるような藪は、刈り払いましょう。



小山市有害鳥獣駆除会による捕獲



有害鳥獣河川敷緩衝帯整備事業による環境整備

農地パトロール(利用状況調査) 実施のお知らせ

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見のため、市内すべての農地を対象に農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局が、農地を見回り、調査をします。調査時には、皆様の農地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。



農地は適正に管理しましょう!!

農地を放置すると、病害虫等の発生やごみを不法投棄されるなど、周辺農地や住宅へ迷惑がかかります。また、冬は枯れ草が火災の原因となり非常に危険な状態です。

耕作放棄地にならないよう、定期的な除草にご協力ください。

除草などせずに耕作放棄地を放置している場合、その農地に課される固定資産税が増税されてしまう可能性もありますので、ご注意ください。

※耕作放棄地の解消取り組みに、乗用草刈機の貸出を行っています。事前に空き状況を確認し、ご利用ください。



農業者年金 ～経営移譲年金の受給者の方へ～

農業者年金には、経営移譲年金と農業者老齢年金があります。

経営移譲年金の受給者は、後継者や第三者に農業経営を移譲することで、農業者老齢年金よりも高い年金額を受給しています。

しかし、農業経営を再開すると年金の支給が停止になるおそれがありますので、次のことに該当する場合はご相談ください。

- ① 後継者が転出した、又は亡くなった
- ② 貸していた農地の返還を受けた
- ③ 売買により農地を取得した
- ④ 農地所有適格法人の構成員(組員、社員または株主)になった
- ⑤ 自分の名義で農業所得を納税申告した
- ⑥ 自分の名義で農業共済に加入した
- ⑦ 自分の名義で経営所得安定対策等の交付金を申請した



■農業者年金に加入しませんか

あなたの老後の備えは十分ですか？
安心で豊かな老後のために農業者年金に加入しませんか？

加入要件

- ① 20歳以上、60歳未満
 - ② 国民年金の第1号被保険者
 - ③ 年間60日以上農業に従事する方
- 一定の要件を満たしている方には国の補助あり
 - 支払い全額が社会保険料控除の対象
 - 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金あり

■全国農業新聞を購読してみませんか

農業情勢から身近な話題まで、さまざまな農業関連の情報が得られます。

営農・生活に役立つ農業総合専門紙です。
(毎週金曜日発行・月額700円)

■家族経営協定に取り組みませんか

家族で営む農業経営について、経営計画や生活設計を書面として残すのが家族経営協定です。

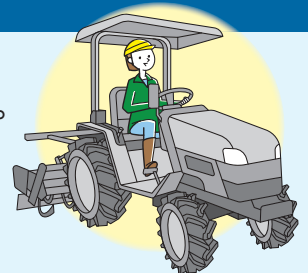
家族経営協定に取り組み、農業経営や夢の実現に役立てませんか。

— 問合せ — 地元農業委員・農地利用最適化推進委員または農政対策係 ☎22-9242

小山市大型特殊免許取得助成金のお知らせ

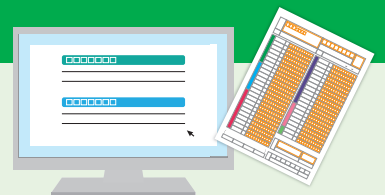
家族経営協定を締結した農家に大型特殊免許取得費用の一部を助成します。
自動車教習所で免許を取得し、次の要件をすべて満たしている方が対象です。

- ① 家族経営協定を締結している
- ② 市内に住所を有している
- ③ 家族経営協定締結者全員に市税の滞納がない



青色申告をはじめませんか

小山市農業青色申告会は、決算書・確定申告書等の作成指導会のほか、研修会やe-Tax申告等のパソコン講習会を実施しています。
青色申告を始めて、農業経営の合理化を目指しませんか。



— 農業委員会だよりに関する問合せ先 —

小山市農業委員会事務局 農政対策係 ☎0285(22)9242